

はじまります障害者自立支援法

障がいのある人がその能力と適性に応じて自立した生活が送れるための支援を目的とした障害者自立支援法が4月からはじまります。

制度のポイント

- 障がいの種別（身体、知的、精神）にかかわらず、共通の障害福祉サービスを利用することができます。
- 障がいのある人が企業などで働けるように支援します。
- 公平な障害福祉サービス利用のため、障がいの状況などの調査結果をもとに審査・判定を行い、必要な障害福祉サービスを提供します。
- サービス費用をみんなで支え合うため、原則1割負担になります。（ただし、所得に応じた上限額の設定など、負担が重くならないようになっています。）

障害者自立支援法で受けられるサービスの内容

さまざまな福祉サービスを組み合わせて、障がいのある人の生活を総合的に支援します。

障害福祉サービス（10月から）

介護給付

障がいの程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

- 療養介護
- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 生活介護
- 児童デイサービス
- 短期入所（ショートステイ）
- 重度障害者等包括支援
- 共同生活介護（ケアホーム）
- 施設入所支援

訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療（4月から）
育成・更生医療及び精神通院公費が一本化されます。

補装具費（10月から）
車いすや補聴器など、補装具の購入や修理にかかる費用が支給されます。

地域生活支援事業（10月から）
市が、障がいのある人を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行います。

- 相談支援事業
- コミュニケーション支援（手話通訳など）
- 日常生活用具の給付
- 移動支援事業など

障がいのある人



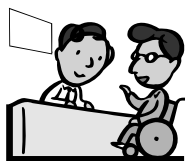
※現在サービスを受けている人には経過措置があります。

審査・判定



調査結果をもとに市で審査・判定が行われ、どのサービスが必要な状態か（障害程度区分）が決められます。

申請・調査



サービスが必要な人は支給の申請を市に行います。市または相談支援事業者により現在の生活や障がいの状況についての調査が行われます。

相談



市または相談支援事業者に相談します。

障害福祉サービス
利用までの手続き

障害福祉サービスを利用したときにかかる費用

障害福祉サービスを利用する人は、原則費用の1割を負担します。ただし、1カ月に利用したサービス量にかかわらず、所得に応じて上限額が決められるなど、負担が重くなりすぎないようになっています。

残りは、市と北海道、国が負担する仕組みです。

○利用者負担額の上限
所得に応じて4区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。

区分	対象になる人	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、障がいのある人または障がいのある児童の保護者の年収が80万円以下の人	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1に該当しない人	24,600円
一般	市町村民税課税世帯の人	37,200円

○高額障害福祉サービス費

同じ世帯にサービスを利用する人が複数いる場合、合算した額が上限額を超えた分は高額福祉サービス費が支給されます。

○入所者等の個別減免

入所施設やグループホームを利用していている人のうち、預貯金等が一定額以下の人には、減免制度があります。※3年間の経過措置です。

○社会福祉法人減免

在宅でホームヘルプサービスや通所施設などを利用していている人のうち、収入や預貯金等が一定以下の人には、利用者負担の上限額の半額を超える分減免されます。※3年間の経過措置です。

○食費・光熱水費などの実費負担

施設サービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担になります。

ただし、所得の低い人は負担が軽減されます。

○入所施設を利用していている人への補足給付

利用者が20歳未満の場合、子供を養育する一般の世帯で通常必要な費用と同じくらいの負担になるよう補足給付が行われます。

利用者が20歳以上の場合、生活保護や低所得1・2の人は、申請により、補足給付が行われます。

○通所施設等の食費負担の軽減

4月から3年間、経過措置として食費のうち人件費相当分は給付され、食材費のみ負担します。

精神通院医療・更生医療・育成医療を受けている人の医療費

これまでの精神通院医療、更生医療、育成医療が一本化され「自立支援医療」になります。

指定医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担になりますが、負担が重くなりすぎないよう所得に応じて1カ月あたりの上限額が決められています。

自立支援医療費の負担上限額

一定所得以下（市町村民税非課税）		中間所得層		一定所得以上	
生活保護世帯	本人収入80万円以下	本人収入80万円超	市町村民税2万円未満(所得割額)	市町村民税2万円以上20万円未満(所得割額)	市町村民税20万円以上(所得割額)
0円	負担上限額2,500円	負担上限額5,000円	負担上限額 医療保険の負担上限額		自立支援医療対象外(医療保険の負担上限額)
			育成医療の経過措置		
			負担上限額10,000円	負担上限額40,200円	
			重度かつ継続(※)		
			負担上限額5,000円	負担上限額10,000円	負担上限額20,000円

※「重度かつ継続」の範囲については、お問い合わせください。

新しい制度について詳しく聞きたい人、新規にサービスを希望する人は、お気軽にお問い合わせください。

身体・知的 …障害福祉課（ぴあ216障害者福祉総合センター内） ☎④6611、ファクス④1003

精神 …健康づくり課（保健センター） ☎④6610、ファクス④4325

サービス利用



サービスの利用を開始します。

サービス利用計画の作成



必要に応じて相談支援事業者とサービス利用計画を立てます。サービス利用計画作成費は無料です。

認定通知



障害程度区分や利用者の意向によりサービスの支給量などが決まり、支給決定が通知され、受給者証が交付されます。